

マイライフがごしま

くらしの情報

2022. 1

目次

- ①…………留守番電話に設定して「うそ電話詐欺」を防ぎましょう！
- ②…………18才から大人！
- ③…………特定商取引法が令和3年6月に改正されました！
- ④…………あなたは毎日お茶碗1杯分のごはんを捨てている…？

留守番電話に設定して「うそ電話詐欺」を防ぎましょう！

うそ電話詐欺とは…

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預金口座への振り込みその他の方法等により、**現金等をだまし取る犯罪**のことで、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの**総称**です。

県では、うそ電話詐欺を防ぐために、自宅の固定電話を在宅時でも**常に留守番電話に設定する**よう呼びかけています。



消費者庁 イラスト集より



消費者庁 イラスト集より

《 応答メッセージの例 》

ただいま、振り込め詐欺・悪徳商法などの対策のため、在宅中でも留守番電話に設定しています。

お手数ですが、発信音の後に
お名前とご用件をお話ください。

自分自身、大切な家族や友人をうそ電話詐欺から守るため、留守番電話設定をおすすめしたり、設定をしてあげたりしましょう。

18才から大人！

- ◆ 令和4年4月から民法上の成年年齢が**18歳**になり、18歳以上の人は成年（大人）として、**契約を1人で結ぶ**ことができます。
- ◆ いったん成立した契約は、特別な理由がない限り一方的に**取り消すことはできません**。
- ◆ 契約するときは必要な情報を集めて、**慎重に検討**することが大事です。

大人になると何ができるのか知っておこう！ ～〇×クイズ「オトナ消費者へステップアップ」～

Q1：お店でお金を支払い，商品を購入することは，契約書がないので契約ではない。

Q2：令和4年4月以降，18歳になったら，親の同意なしにクレジットカードを作ることができる。

答えは…A1：×，A2：○

県公式YouTube「かごしまLOVE IT チャンネル」で公開中の動画
「オトナ消費者へステップアップ」を確認してください！

QRコードからCHECK！ →



消費者を守るための法律や制度，トラブル事例をCHECK！

県消費者行政推進室公式 Twitter

<https://twitter.com/kagosyohi188>

消費者庁公式 Twitter 「18歳から大人」

https://twitter.com/caa_18sai_otona

消費者庁ホームページ「18歳から大人」特設ページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

消費者庁 LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」

<https://lin.ee/Vly3NYf>（アカウント名：消費者庁 若者ナビ! ID：@caa_z）



消費者トラブルで困ったら”すぐ電話。まず相談。”

「消費者ホットライン」188

困ったときは，ひとりで悩まずに，「消費者ホットライン」188にご相談ください。県や市町村が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

特定商取引法が令和3年6月に改正されました！

【主な改正内容】

○ 送り付け商法（注文していないのに、一方的に商品を送り付ける商法）に関して

- ・送付した事業者が返還請求できない規定の整備等
改正前は消費者が14日間保管後、処分等が可能



改正後は直ちに処分等が可能に

○ 通信販売に関して

- ①定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化
- ②上記の表示による申し込みの取消を認める制度創設
- ③通信販売の契約の解除妨害に当たる行為の禁止



消費者庁 イラスト集より

クリックして大丈夫？
定期購入になっていないか
確認を！

【注意】

- ※ 送り付け商法に関する改正は施行済みですが、通信販売に関する改正は、令和4年6月までに施行予定です。

相談事例～送り付け商法～

自宅に注文した覚えのない商品が届いた。どうすればよいのか。

(60歳代 女性)

アドバイス

事業者から一方的に送り付けられた商品については、**消費者は直ちに処分できるようになりました**。しかし、消費生活センターに寄せられている相談では、実際は家族や友人からの贈り物であったり、誤配送や注文したことを忘れていたというケースもあります。

今回の相談事例もよく確認したところ、県外に住む娘さんからの贈り物であることが分かりました。

届いた商品をすぐに処分すると別のトラブルになる恐れもあります。よく確認するようにしましょう。**処分するか迷ったら消費生活相談窓口**に相談してください。



消費者庁 イラスト集より

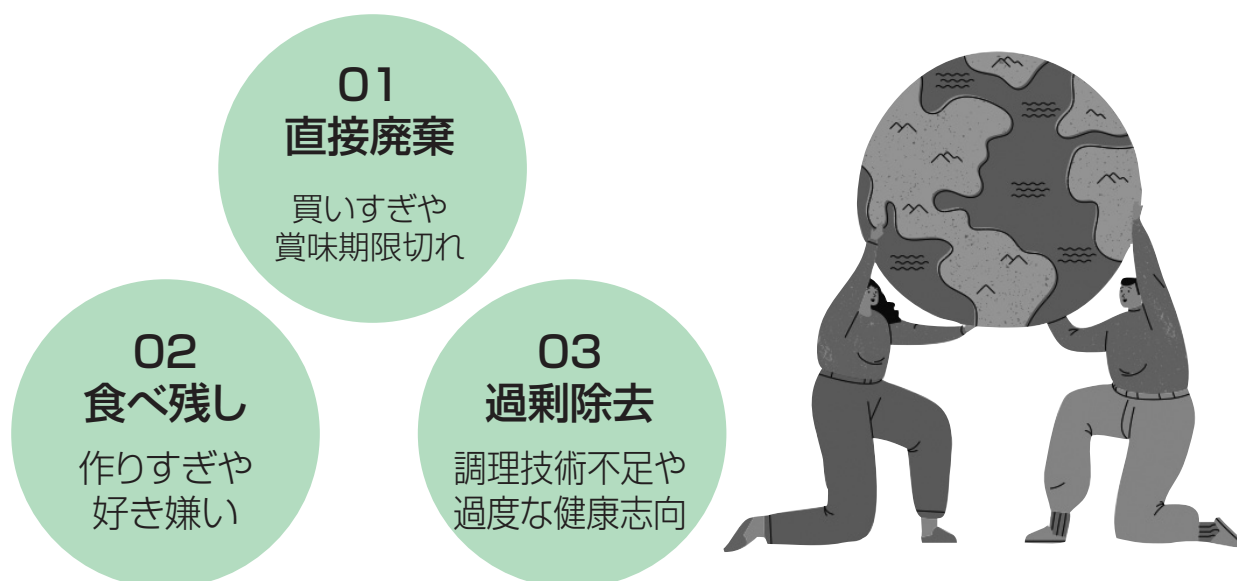
送り付け商法について気をつけること！

- 注文していない商品の**代金支払いは、拒否**しましょう。ただし、代金引換の場合は、うっかり家族が支払ってしまうこともあるので注意が必要です。
- **商品を返送する義務はありません**。直ちに処分することは可能ですが、贈り物ではないか、誤配送や注文したものではないかなど、よく確認しましょう。
- 心当たりのない商品が送られてきたら、**送り主の事業者名、住所、電話番号などをメモの上、受取拒否をする方法**もあります。

あなたは毎日お茶碗1杯のごはんを捨てている…？

タイトルを読んで「自分のことだ」と思う人はどれくらいいますか？日本では食料の6割を輸入に依存する一方、**年間約570万トン**の食品ロスが発生しており、すべての日本人が毎日お茶碗1杯の食べ物を捨てている計算になると言われています。**食品ロス削減は世界の課題**です。国民一人ひとりが、自分事として取り組む必要があります。

家庭での食品ロスの原因



食品ロス削減のポイント例

買いすぎ防止 買い物前に冷蔵庫内の写真を撮る

てまえどり すぐ食べるものは陳列棚の手前から取る

直接廃棄防止 長期保存食品の賞味期限リストを冷蔵庫に貼る

あなたの小さな努力で食品ロスは削減できます。

今一度、日常生活を見つめ直して

持続可能な社会を実現するための一歩を踏み出してみませんか。

★マイライフかごしまは今年度で発刊 50 周年を迎えました。これからも”暮らし”に役立つ情報を発信していきます!!

発行

鹿児島県男女共同参画局
消費者行政推進室

鹿児島県消費生活センター

鹿児島県ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
☎099-286-2521

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号
☎099-224-0999